

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第8号

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市母子保健法施行細則（平成25年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
被措置児の属する世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	被措置児の属する世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
<省略>				<省略>			
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までにあつては、前年度分）の市町村民税均等割の額のみ	5,400	5400	C <sub>1</sub>	A階層及び均等割の額のみ	5,400	5400
	帯	0			D階層を除き当該年度ない世帯)	0	
D <sub>1</sub>	A階層、B	15,000円	7,900	D <sub>1</sub>	分（4月から6月までにあつては、前年度分）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,900	7900
					A階層及び	10,800円	1,080

	階層及びC	以下	0		B階層を除	以下	00	0	
D <sub>2</sub>	階層を除き	15,001円	10,8	1,08	D <sub>2</sub>	き前年分(	15,001円	16,2	1,62
	当該年度分	から21,00	00	0		1月から6	から40,00	00	0
	(4月から	0円まで				月までにあ	0円まで		
D <sub>3</sub>	6月までに	21,001円	16,2	1,62	D <sub>3</sub>	っては、前	40,001円	22,4	2,24
	あつては、	から51,00	00	0		々年分)の	から70,00	00	0
	前年度分)	0円まで				所得税課税	0円まで		
D <sub>4</sub>	の市町村民	51,001円	22,4	2,24	D <sub>4</sub>	世帯であつ	70,001円	34,8	3,48
	税の課税世	から87,00	00	0		て、その所	から183,0	00	0
	帯であつて	0円まで				得税の額の	00円まで		
D <sub>5</sub>	、その市町	87,001円	34,8	3,48	D <sub>5</sub>	区分が次の	183,001	49,4	4,94
	村民税所得	から171,3	00	0		区分に該当	円から403,	00	0
	割の額の区	00円まで				する世帯	000円まで		
D <sub>6</sub>	分が次の区	171,301	49,4	4,94	D <sub>6</sub>		403,001	65,0	6,50
	分に該当す	円から252,	00	0			円から703,	00	0
	る世帯	100円まで					000円まで		
D <sub>7</sub>		252,101	65,0	6,50	D <sub>7</sub>		703,001	82,4	8,24
		円から342,	00	0			円から1,07	00	0
		100円まで					8,000円ま		
							で		
D <sub>8</sub>		342,101	82,4	8,24	D <sub>8</sub>		1,078,0	102,	10,2
		円から450,	00	0			01円から1,	000	00
		100円まで					632,000		
							円まで		
D <sub>9</sub>		450,101	102,	10,2	D <sub>9</sub>		1,632,0	123,	12,3
		円から579,	000	00			01円から2,	400	40
		000円まで					303,000		
							円まで		
D <sub>10</sub>		579,001	123,	12,3	D <sub>10</sub>		2,303,0	147,	14,7
		円から700,	400	40			01円から3,	000	00
		900円まで					117,000		
							円まで		
D <sub>11</sub>		700,901	147,	14,7	D <sub>11</sub>		3,117,0	172,	17,2
		円から849,	000	00			01円から4,	500	50
		000円まで					173,000		



2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

2 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第2号及び第3号に規定する寄附金においては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法

律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び附則第82条第1項

3 <省略>

4 次の各号に掲げる場合の徴収月額においては、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) <省略>

(2) D<sub>15</sub>階層以外の各階層に属する世帯に属する被措置児の入院期間が1月未満である場合 次の算式により算定した額をもって徴収月額とする。

この表の徴収基準月額又は徴収基準加算月額×（その月の入院期間の日数／その月の実日数）

(3) <省略>

(4) 被措置児に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいない場合 徴収月額は徴収しない。ただし、当該被措置児に市町村民税が課せられている場合は、当該課税の額等により徴収月額を徴収するものとする。

3 <省略>

4 次の各号に掲げる場合の徴収月額においては、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) <省略>

(2) D<sub>14</sub>階層以外の各階層に属する世帯に属する被措置児の入院期間が1月未満である場合 次の算式により算定した額をもって徴収月額とする。

この表の徴収基準月額又は徴収基準加算月額×（その月の入院期間の日数／その月の実日数）

(3) <省略>

(4) 被措置児に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいない場合 徴収月額は徴収しない。ただし、当該被措置児に市町村民税又は所得税が課せられている場合は、当該課税の額等により徴収月額を徴収するものとする。

5及び6 <省略>

7 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

8 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。この場合において、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは市町村民税非課税として取り扱い、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、備考第1項における所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から第1号又は第3号に該当するときは26万円を、第2号に該当するときは30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののう

5及び6 <省略>

7 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）  
第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

ち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（次号に掲げる者を除く。）

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。